

# 特殊健康診断等

\*「特定の有害業務従事者に対する健康診断」・・・雇入時、当該業務への配置換え時及びその後6月以内ごとに1回、定期に実施する。

	各法令に基づく特殊健康診断等	対象職員	検査項目等	備考
特 殊 健 康 診 断	① 有機溶剤健康診断 (有機溶剤中毒予防規則第29条)	有機溶剤を取り扱う職員 (主に特定業務「ワ」に該当する職員)	必須項目(有機溶剤中毒予防規則第29条第2項、3項) 1. 業務歴調査 2. 既往歴 3. 自覚症状及び他覚症状 4. 作業条件の簡易な調査 5. 尿中の有機溶剤の代謝物量の検査  6. 有機溶剤の種類に応じ実施する項目(別紙3 別表1) ① 尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査 ② 肝機能検査 ③ 貧血検査(血色素量、赤血球数) ④ 眼底検査  医師が必要と判断した場合に実施しなければならない項目(有機溶剤中毒予防規則第29条第5項) 1. 作業条件の調査 2. 貧血検査 3. 肝機能検査 4. 尿中蛋白の有無検査を除く腎機能検査 5. 神経内科学的検査	尿の採取時期  連続した作業日のうちで後半の作業日の当該作業終了時(注)に行うことが望ましいが、キシレン等は連続した作業日の最初の日を除いた、いずれの作業日の作業終了時でも差し支えない  別表1 第1次検査
	② 特定化学物質健康診断 (特定化学物質等障害予防規則第39条)	特定化学物質を取り扱う職員 (主に特定業務「ワ」に該当する職員)	1. 業務経歴調査 2. 既往歴の有無調査 3. 自覚・他覚症状の有無調査  * 特定化学物質の種類により行う項目が異なる	別表2 第1次検査 別表3 第2次検査 取り扱う特定化学物質の種類により検査項目が異なる。  ホルムアルデヒド・エチレンオキシド取扱い者については、(特定化学物質等障害予防規則に基づく特殊健康診断を行う必要はなく、労安衛法に基づく特定業務従事者健康診断を、配置換え時及びその後6月以内ごとに1回実施する。
	③ 高気圧業務健康診断 (高気圧作業安全衛生規則第38条)	高気圧業務に従事する職員 (主に特定業務「ホ」に該当する職員)	第一次検査 1. 既往歴及び高気圧業務歴 2. 自覚症状又は他覚症状の有無 3. 四肢の運動機能 4. 鼓膜及び聴力 5. 血圧の測定、尿糖及び尿蛋白 6. 肺活量検査	第二次検査(第一次検査の結果、医師が必要と認めた者について実施) ① 作業条件調査 ② 肺換気機能検査 ③ 心電図検査 ④ 関節部のX線直接撮影による検査
	④ 電離放射線健康診断 (電離放射線障害防止規則第56条)	放射線業務に従事する職員 (主に特定業務「ハ」に該当する職員)	1. 被ばく歴の有無調査及びその評価 2. 白血球数及び白血球百分率 3. 赤血球数及び血色素量又はヘマトクリット値検査 4. 白内障に関する眼の検査 5. 皮膚の検査  医師が必要でないとき、2.～5.に掲げる項目の全部又は一部を省略することができる。	健康診断項目について、以下の者は血液検査の省略は不可。 ・本学の放射性同位元素等取扱施設における業務従事者(琉球大学放射線障害予防規則) ・業務従事者として登録する前。 ・前年1年間の実効線量が5ミリシーベルト以下、かつ健診日以降の1年間の実効線量が、5ミリシーベルトを超える恐れがある者。 ・上原事業場の業務従事者においては、産業医の判断による者についてはその限りではない。

	各法令に基づく特殊健康診断等	対象職員	検査項目等	備考
健 歯 科 医 師 に よ る 健康診断	⑤ 歯科健康診断 (労働安全衛生規則第48条)	次の物質のガス、蒸気または粉じんを 発散する場所における業務に従事す る職員 (塩酸・硝酸・硫酸・亜硫酸・弗化水 素・黄りん・その他歯又はその支持組 織に有害な物) (主に特定業務「ル」に該当する職員)	1.作業内容 2.取扱い物質・取扱量・取扱時間他調査 3.歯科医師による歯牙酸蝕所見の有無を検査	学外指定歯科医院にて、職員健康診断とは別日で実施する。
騒 音 作 業 健 康 診 断	⑥ 騒音作業健康診断 (基発0420第2号令和5年4月20日)	騒音業務に従事する職員 (主に特定業務「チ」に該当する職員)	1.業務歴の調査 2.既往歴の調査 3.自覚症状及び他覚所見の有無 4.オーディオメーターによる気導純音聴力検査 (250・500・1000・2000・4000・6000・8000Hz)	雇入れの際、当該業務への配置替の際及び6月以内ごとに1回、特定又は特殊健康診 断を行うこと。  また、第1管理区分に区分された場所又は屋内作業場以外の作業場で測定結果が 85dB未満の場所における業務に従事する労働者については、本ガイドラインに基づく騒 音作業健康診断を省略しても差し支えない。
振 動 業 務 健 康 診 断	⑦ 振動業務健康診断 (基発第134号昭和45年2月28日ほか)	振動業務に従事する職員 (主に特定業務「へ」に該当する職員)	1.業務歴の調査 2.既往歴・自覚症状の調査 3.視診、触診 4.運動機能検査 5.血圧 6.末梢循環機能検査等	雇入れの際、当該業務への配置替の際及び6月以内ごとに1回、特定又は特殊健康診 断を行うこと。